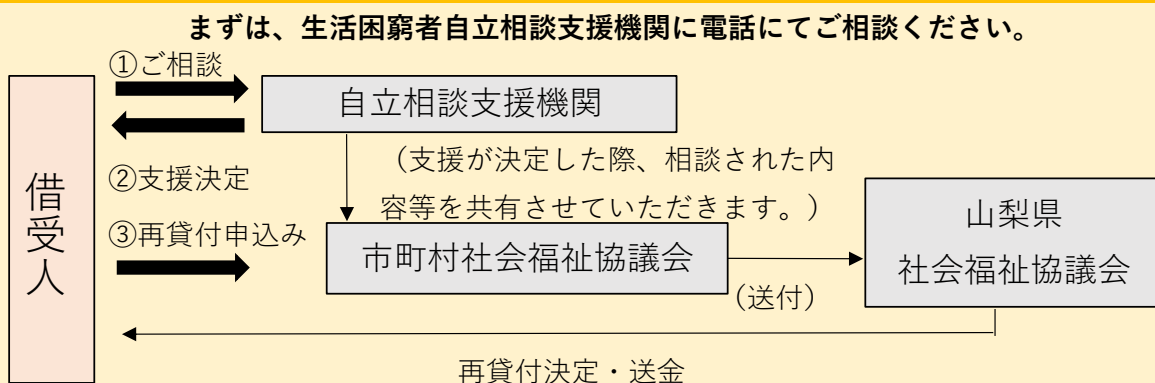


## 生活福祉資金「総合支援資金－生活支援費」特例貸付 （再貸付）借入申込みにあたっての留意事項

- この資金は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付けを行うものです。
- 今回の新型コロナウイルス感染の影響に起因しない理由での借入れはできません。
- この資金の対象は、既に緊急小口資金及び総合支援資金の借入れが終了し、引き続き新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯です。緊急小口資金及び総合支援資金の借用書（写）の提出が必要です。  
借用書（写）がない場合、貸付決定通知（写）、貸付金の送金がわかる預金通帳（写）の提出が必要です。
- 貸付上限額は、複数人世帯の場合：月20万円以内 × 3か月以内  
単身世帯の場合：月15万円以内 × 3か月以内
- 一世帯につき1回の申込みです。一世帯から複数回の申込みが確認された場合は、いずれの貸付けも行わない、もしくは既に借入れた金額を即座に返金していただきます。  
※住民票が別々であっても生計を同じくする世帯は同一世帯として考えます。
- 申込先（郵送先）は、お住いの市町村社会福祉協議会です。**  
**再貸付には自立相談支援機関による支援を申し込む必要がありますので、必ず、電話連絡のうえ、手続きを確認してください。**  
**市町村社会福祉協議会及び自立相談支援機関の混雑を避け、新型コロナウイルス感染拡大を防止するためにも、事前に電話連絡するようご協力をお願いします。**

### 手続きの流れ



- 住所変更、改名・改姓した場合は、世帯全員の住民票の原本（全部記載＝本籍、世帯主の記載のあるもの、マイナンバーなし）の提出が必要です。**  
**振込口座を変更する場合や貸付金送金終了後に口座名義を変更した場合は、金融機関名、支店名、種類（普通預金）、口座番号、口座名義（フリガナ）がわかるページの預金通帳（写）またはキャッシュカード（写）の提出が必要です。**
- 虚偽などの不正が認められた場合は、申込書を受理しません。また、申込み受付後の場合は貸付不承認とします。貸付後、申請内容に虚偽が判明した場合は、直ちに貸付けを中止し、貸付金の繰上一括償還を求めます。

- 9 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する「暴力団員」が属する世帯への貸付はできません。
- 10 生活保護受給世帯の方は、申込みできません。生活費でお困りのことについては、生活保護の担当ケースワーカーにご相談ください。
- 11 申込み受付後、山梨県社会福祉協議会で貸付審査を行います。審査の結果、貸付に至らない場合もありますので、ご承知おきください。なお、審査結果は、決定通知（または不承認通知）を送付するとともに、貸付金の交付を行います。
- 12 貸付金の交付方法は、指定口座への振込みとなります。交付は申込みから概ね3週間程度かかりますので、ご了承ください。
- 13 生活支援費の貸付金の据置期間は、最終貸付日から1年以内とします。
- 14 本資金の償還期限は、据置期間経過後、10年以内とします。  

＜参考＞ 返済期間10年の場合の返済月額

借入金額150,000円×3か月＝450,000円の場合…月額3,750円×120回

借入金額200,000円×3か月＝600,000円の場合…月額5,000円×120回
- 15 貸付金は無利子とします。
- 16 貸付金を償還期限までに支払わなかった場合、延滞している元金に対し年3%の延滞利子が発生します。
- 17 資金を借受けた方は、借入れ期間中に住所や氏名の変更等があれば、速やかに山梨県社会福祉協議会に届け出なければなりません。
- 18 資金を借受けた方は、借入れ期間中、就職（経営再開を含みます）したとき、他の公的な給付又は貸付けが決定したとき、又は世帯の状況等に著しい変更があったときは、速やかに山梨県社会福祉協議会に届け出なければなりません。
- 19 借入金を目的外に使用したときは、貸付けの停止又は貸付金の一括償還を求めます。
- 20 借入申込みに当たって、山梨県社会福祉協議会が借入申込書及び添付書類の記載事項につき事実確認を行うために、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、自立相談支援機関、家計改善支援機関に照会することがあります。
- 21 借入申込者は、貸付けが決定した場合、貸付金を自立更生のために役立て、社会福祉協議会による継続的な相談支援を受け、早期の自立に努めるものとします。
- 22 申込み時、または貸付後に脅迫的、暴力的言動等がある場合には、警察との連携により対応します。

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会 生活支援課（資金担当）  
〒400-0005 甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4階  
TEL 055-254-8610 / FAX 055-254-8614